

平成30年第3回邑南町議会定例会(第2日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年6月4日(平成30年5月24日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成30年6月7日(木) 午前9時30分

散会 午前9時50分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
14 番	三上 徹	1 番	大和 磨美

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成30年第3回邑南町議会定例会議事日程(第2号)

平成30年6月7日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町税条例の一部改正)

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町一般会計補正予算第11号)

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第6号)

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号)

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号)

議案第54号 専決処分の承認を求めることについて
(平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第6号)

議案第55号 邑南町税条例等の一部改正について

議案第56号 邑南町三江線跡地活用基金条例の制定について

議案第57号 財産の取得について(小型動力ポンプ付積載車購入)

議案第58号 平成30年度邑南町一般会計補正予算第1号について

議案第59号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について

議案第60号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第61号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

平成30年第3回 邑南町議会定例会(第2日目)会議録

【平成30年6月7日(木)】

—— 午前 9時30分 開議 ——

~~~~~〇~~~~~

開議宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~〇~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。14番、三上議員、1番、大和議員、お願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

日程第2 議案の質疑

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、議案の質疑。これより、議案第48号から議案第61号までの質疑を行います。はじめに、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号から議案第54号に対する質疑に入ります。議案第50号から議案第54号までは、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第50号に対する質疑はありますか。

- 大屋議員(大屋光宏) 7番。

- 山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) ええと、ページ20、21ページの雑入の道の駅瑞穂関連施設納付金です。ええと、今回の専決予算は、全て基本的にはルールに基づいて支払う場合の過不足があった場合か、事業費の精算等によるものであって、町的意思決定に基づくものは無いはず、あるべきではないと思うんですが、この納付金については町的意思決定を伴う、意思決定により100万円を減額するもんだと思うんです。ルールに基づくなり、精算ではないと思うんですが。ええと、まず23万4,000円を減額するに至った経緯を説明していただきたいのと、これは当年度、30年度の当初予算にも入っていたことなので3

月の予算審査の時にも聞いたので内容はわかっているんですが、その時に聞いて話がわかってるっていうことは3月補正なり、それ以前であれば12月の補正でできたはずだと思いますが、これがこの3月末の専決にこれを入れた理由の2点をお願いします。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) ええ、道の駅瑞穂の関連施設納付金についての質問でございますが、これにつきましては、さきほど議員もおっしゃいましたように3月の連合常任委員会、30年度の予算審議の時にご指摘をいただいております。その時点では、すでに3月補正が確定しておりまして、その時点では3月補正で対応することができなかったということで専決補正での対応ということに、経緯といたしましてはなりました。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) 減額の理由につきましてはですが、ええ、この減額につきましては、ええと、まあ、あのお、毎年度100万円の納付金が、を積み立てておりますけども、29年度において冷蔵オープンショーケース、これが経年劣化によって更新する必要性が生じました。その結果として100万円の内から、29年度においては23万4,000円。それ以降の年度においては、46万8,000円。これを100万円の内から減額をして対応するというところでございます。内容については、以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ええと、3月議会の時に指摘したのは、当年度予算の減る理由を聞いただけであって、29年度も減額されてるっていう話は説明がなかったですし、知らなかったです。あのお、まあ、今の説明、3月にしなきゃいけなかったのが忘れてたということだと思うんですけど。一方で、あのお、100万円の納入っていうことで議会と約束をしているので、それを減額をして請求する段階で先に補正をしなければ請求ができないんじゃないかと思うんです。ええと、100万円しか根拠がなくて、議会と約束して道の駅瑞穂から100万円請求しますってやっていますんで、執行部側は100万円を請求するしかない。減らすのであれば、ええと、減らす理由として条例なり規約がないので、まずは議会の議決を得てこれを減額して請求してもいいかっていう、減額の補正を組んでから請求すべきなのが本来であって、請求した後に結果としてこうなりましたっていう補正を組むことはできないと思うんですけど、その事務手続き上の問題は無かったのかを教えてください。

○日高商工観光課長(日高始) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高商工観光課長。

○日高商工観光課長(日高始) ええと、この件につきましては以前、ええと、連合常任委員

会場であったかと思いますが、説明と併せて答弁をしておると思いますが、結果的に今ご指摘のように手続的にその部分について、事前に了解といいますか、そういった形で、その事務手続を経るべきではなかったかということで、ご指摘いただいた部分については、あのお、真摯に受け止めて今後その部分については、そういう疑念が招くことが無いように対応していくことが必要ではないかというふうに思っております。まあ、あのお、ええ、意図的に決して、あのお、こういったことを行った訳ではありませんが、結果として、まあ、そういう疑念を招くことになったことになったことについては、真摯に反省をしまして、そういうことが起こらないように努めていくと、行きたいというふうに考えております。

○柳川商工観光課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川商工観光課長(柳川修司) ええと、まず、この納付金につきましては、条例上定めた100万円という金額ではございません。また、予算上のお話しといたしますと、予算の法規性というものがございます。ただ、予算の法規性につきましては、歳出予算には適用されるものですが、歳入予算には法規性は適用されないものでありますので、法律的な意味合いでの規制という意味でございますが、これは歳出予算、たとえば100万円の契約をする時に、100万円の金額が無いと契約ができないというものは歳出予算には適用されますが、歳入予算で100万円の予算が組んであるんで100万円の請求をしない、歳入予算が100万円組んであるんで100万円の請求をしないという法規性はございませんので、予算上は問題ないものというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) 3回目。

●山中議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、確かに歳入は、それを超える収入があっても、それ以下であっても問題は無いんだと思います。ただ、予算として議会の議決事項であるっていうことと、その議会の議決事項の中には分担金であるとか、徴収金であるようなことが書いてあります。で、納付金は、という言葉は無いので適用外かもしれませんし、分担金に含まれる言葉かもしれないです。ただ、100万円を道の駅瑞穂からいただくっていうことに関しては、何ら根拠がなくて、ええと、条例で決まっている分担金でもないっていうことで議会としての議決として、理由をもって道の駅瑞穂から徴収してもいいですよということで、してもいいですかっていう提案に対してしてもいいですよという議決をいしてて、その金額は100万円ですよってやってる訳であって。その100万円を何らかの理由で、例えば決算に応じてその利益の何割にするっていう決まりがある訳じゃないので、100万円はその執行部の意図として、判断として減額も増額もできないんだと思うんです。するんであれば、議会の議決を得なければ、今回のようになぜしたのかって聞かれて、それが適当かどうかという判断はできないし、その今回した行為自体も本来であれば問

題がある行為だと思うんです。町が払うべきものを実際には払う予算を立てずに収入を減らすっていう、それも議会の議決が無ければ本来はできなかったと思うんです。あのお、当初予算に関してはそれがしてあるので、問題はあったかもしれないけど議会も認めたことであるけれど、29年度予算に関してはその手続をされていないので、ある意味違法ではないのか。まあ、仮に違法でないにしても、専決予算で上げるべきではなくて3月なり12月ですべきこと。まあ、言われるまでわからなかったか、気づかなかったっていうことは事務的なミスなんだと思うんです。それを専決で上げてきて、じゃあこれを認め、承認してくださいっていうのは難しいのかと思うんですけど。違法性は無いついていうことでいいのかどうかを、だけ確認させてください。

○柳川商工観光課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川商工観光課長(柳川修司) はい、あのお、結論から申し上げますと違法性はありません。以上でございます。

●山中議長(山中康樹) 議案第50号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第56号の質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号から議案第61号に対する質疑に入ります。議案第58号から議案第61号までは、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。はじめに、議案第58号に対する質疑はありませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 12番。

●**山中議長(山中康樹)** 12番、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、12番亀山でございます。ええと、この度の補正の増額部分についてお伺いします。ええと、賃金の増額が、あのお、各事業、各課でそれぞれ上げられております。普通のところで30万あまり、教育委員会の方の公民館比は400万以上のその賃金の増額がありますが。これは初日の説明の時に、任期付職員の賃金の、賃金なり手当の増額だと伺ったように思いますが。その時に総額として、この度上がる総額を900なんぼいう説明されたと思うんですが、ここちょっとメモをようしとらんかったんでそこをもういっぺん教えてください。それと、この度の任期付職員の賃金を、増額補正についてのその理由いいですか、根拠についてもう一度お願いします。それと、この増額部分の財源は財調の取り崩しと理解してよろしいでしょうか。3点お願いします。

○**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**山中議長(山中康樹)** 服部総務課長。

○**服部総務課長(服部導士)** はい、ええ、まず、あのお、今回の賃金の増額の理由なんですけれども、ええ、実はあのお、言われるように任期付職員の方ですね、賃金部分でございますけれども。一つは、あのお、根拠としております、あのお、賃金ベースの所ですけども、これは、あのお、一般職員の方ですね給料表第一表の所を使用しております、人歓によって増額になっておりますので、その点の改正を一つしております。それと、これ、あのお、国の方からの指針にもあるんですけれども、ええ、任期付、通常の任期付職員さんにはもともと業績手当が付いておりましたけれども、あのお、任期付短時間職員さんにも、あのお、この一時金をですね、支給することを国の方からも指摘ございましたので、今回、ええ、今年度からそのことをするようにしております。それで、総額といたしましては、974万4,000円の増額となっております。賃金だけでですね。はい。

○**柳川企画財政課長(柳川修司)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

○**柳川企画財政課長(柳川修司)** はい、ええ、財源の方につきましてはお見込みのとおり財政調整基金の繰入金で対応しております。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい。

●山中議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、今の説明で任期付職員の賃金を決める基準は、職員のその賃金表というんですか、賃金ベースから引き出したもので充てておるということなんですが。職員の場合は、これ給与ですよ。それで、任期付職員さんの場合は賃金という形で、人件費ではなく物件費としての扱い。そこがちょっと、その任期職員を、あのお、決めた自治体が、任期付職員を採用できる給与、賃金を支払えるという法律の中では賃金という言葉が出てこんので、そこでどういうふうに賃金という形に変わるんかいというところを教えてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、基本的に賃金の設定は、各自治体の事情によって設定しております。ただ、あのお、何も無い状況でございますので、あのお、一応は給料表の第一表第1級を使うようにですね、しておりまして、そこで協議をした上で賃金のベースを決めております。

●山中議長(山中康樹) そのほか、58号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第60号の質疑を終わります。続きまして、議案第61号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第61号の質疑を終わります。以上で、議案第48号から議案第61号までの質疑は、すべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長(山中康樹) 以上で、本日の日程は、すべて議了いたしました。本日は、これにて散会といたします。

—— 午前9時50分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員